

# 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の在り方に関する検討会の開催について

〔令和 6 年 12 月 20 日〕  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定

## 1. 趣旨

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号。以下「学園法」という。）に基づき世界最高水準の教育研究を行うことを目的とした沖縄科学技術大学院大学を設置する沖縄科学技術大学院大学学園に対して、学園法附則第 14 条を踏まえた国の財政支援の在り方その他学園法の施行状況について有識者から意見を聴取し、学園法に規定する政策目的達成に向けた検討を行うため、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

## 2. 構成等

（1）検討会は、次に掲げる者のうちから内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が指名する者により構成する。

- ①科学技術に関して優れた見識を有する者
- ②大学又は企業の組織運営又は財務会計に関して高度な知識及び経験を有する者
- ③産学官連携又はイノベーション創出に関して見識を有する者
- ④その他学園法に規定する政策目的達成に関して見識を有する者

（2）検討会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

（3）検討会の座長は、構成員の互選により決定する。

（4）座長は、あらかじめ座長代理を指名する。

## 3. 庶務

検討会の庶務は、沖縄振興局において処理する。

## 4. その他

（1）前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

（2）沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（平成 26 年 6 月 18 日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定）は、廃止する。